

## 平成28年度第2回 福岡市中央卸売市場市場取引委員会 議事録

1. 開催日時 平成29年1月18日(水) 13:30～
2. 場 所 福岡市中央区天神2丁目14番8号  
福岡天神センタービル8階 TKPガーデンシティ M-4会議室
3. 出席者 福岡市中央卸売市場市場取引委員会委員 14名(別紙委員名簿参照)  
欠席：波積委員  
市側：農林水産局長 外13名
4. 傍聴人 なし
5. 議 題 「福岡市中央卸売市場業務条例」の一部改正について
6. 会議内容

農林水産局長あいさつ、委員長あいさつの後、議事に入る。福岡市中央卸売市場業務条例の規定により委員長が議長となる。

### 【議題 「福岡市中央卸売市場業務条例」の一部改正について】

事務局より説明。各部市場取引委員会の主な意見については、各部市場取引委員会の委員長より報告。

### 質疑応答の内容

委 員：平成28年8月の第1回委員会において、関係業界の意見をよく聞くようにと意見したところであるが、さきほど各市場からの意見を聞いて、特に水産物部については2回に渡り市場取引委員会を実施し、養殖魚に限り承認することとすることで、業界の納得が得られていることと思う。改正案において「市場における取引の秩序を乱さないこと」とされているように、本来の市場の取引の流れを阻害することのないように取り組むことが重要であると考えているが、その点を具体的にどうフォローしていくのかを聞かせてほしい。

事 務 局：実際の運用については、事前に申請書類の提出を受け、内容が要件を満たしているかを確認の上、明らかに市場の秩序を乱すおそれがあると判断されれば、事業者と協議を行うことになると考えている。正式な申請を行う前の段階において、承認可能な内容へ修正できないか調整を行う等、開設者と事業者のやり取りができるだけ円滑に行えるように考えている。

委 員：市場に荷が沢山集まり、流通していくのが本来の流れであり、その点において輸出の促進がプラスに働くのであれば最大限応援していきたい。逆効果にならないよう、しっかり見定めていってほしいと考えている。また、青果部の意見にあったとおり、直荷引きの適正な運用についてもしっかりやっていただきたいと思う。

事務局：直荷引きの適正な運用については第1回の委員会でも指摘されたところであり、今回輸出の促進に向け条例改正を行なうにあたり、制度の周知についても徹底し、適正な運営がなされるよう取り組んでいきたい。

委員：大きな目的に向けた改正と思うが、法整備だけで輸出の促進が進むわけではない。産地証明やHACCPの問題等、クリアしていくべき課題はたくさんあるので、今回の改正をスタートとして、様々な取組みをすすめていただきたい。

議長：その他に意見等ないか。

委員：市場における取引の秩序を乱す恐れについて、例えば3年以内の平均取扱量等、ある程度指標となるような数値が設定されると考えてよいのか。

事務局：品目毎に取扱数量は様々であり、申請が出された品目について個別に過去の取扱数量等を勘案して判断することになる。品目毎に判断が必要であるので、具体的な数値等については今後検討が必要と考えている。

委員：行政手続法の改正に伴い係争案件が増加しているが、要件の設定が明確であるか否かにかかっている案件が非常に多い。どの程度具体性が求められるかは、その内容にもよるが、ある程度目標とするものを定めておかなければ、係争に繋がることもありうるので、その点を考慮して要件を検討すべきである。

事務局：ご指摘のとおり、行政手続の観点から言うと具体的な数量等を基準とすべきであり、係争に繋がらないようにするためにも重要と認識している。同時に、市場における取引の秩序については業界の意見を踏まえることも重要であり、双方踏まえながら慎重に取り組んでいきたいと考えている。

議題に関する質疑応答終了。議題1については、事務局から示された条例等の改正案を基に、開設者において、議会への上程等、条例改正に向けた手続きをすすめていくことを議長が確認。

議題終了後、議題のほかにも、市場に関する質問、意見等ないか議長が確認。

委員：国において卸売市場法の改正に向けた動きが見られるが、改正の内容等について情報があれば教えてほしい。

事務局：平成28年11月29日に、国において「農業競争力強化プログラム」が策定されている。これは、先だって実施された規制改革会議・農業ワーキンググループの提言を受けてのものであり、生産者の所得向上のため、市場制度を含めた中間流通の合理化によるコスト削減を目標として掲げている。

これを受け、今国会において農業競争力強化法（仮称）の制定が審議されることとなっており、中間流通・加工におけるコストの削減、そのための各種規制の見直し、合理化に関する金融支援等が盛り込まれると聞いている。

農林水産省に聞いたところによると、同省としては農業競争力強化法（仮称）の制定後に卸売市場法の改正に向けて検討を行う予定であり、どの規制をどこまで見直すか、具体的な改正内容については今後検討するとのことである。

開設者としても、農業競争力強化法（仮称）の制定後、国における検討状況等について注視していきたいと考えている。今後、卸売市場法改正等に関する情報が得られたときには、市場取引委員会や開設運営協議会等の場で報告させていただく。

他に意見がないことを議長が確認後、委員会終了。